

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

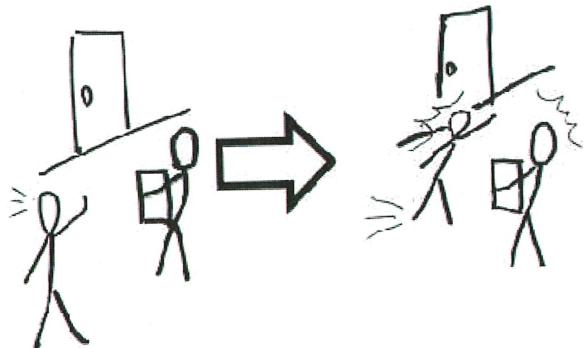
## 災害発生情報 No.151

令和7年3月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報を届けています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	その他の事業	経験年数	10年以上	年齢	60歳代
発生年月	令和7年2月		発生時刻	14時台	
発生状況	複数人でのゴミ出し作業において、被災者と共に作業をしていた者がゴミの入った段ボール箱を抱えて事務所から外へ出ようとしたため、ドアを開けようと小走りでドアへ向かった。その際に足を滑らせて出入口ドア枠へ頭部、肩を強打し負傷した。				
負傷の程度／部位	創傷/頭部、骨折/鎖骨及び腰部		休業見込期間 若しくは死亡	1箇月	



(図はイメージ)

### 1 原因

急ぐあまり、小走りとなってドアへ向かったこと

### 2 対策

互いに声掛けをし、ドアを開ける・開けてもらうこと

本件に関して明確にお伝えしたいことは、規則上の違反が存在するものではありません。

「このような瞬間にも転倒災害が起きることをお伝えするものであり、当然ではありますが、他者への配慮を止めよとの主旨ではないことも、併せてお伝えさせていただきます。

### ◆安全衛生の窓◆

災害情報No.148に続き、転倒災害を取り上げさせていただきました。

これは、当署管内において令和6年に発生した休業4日以上の労働災害（令和7年2月末現在）のうち、「はさまれ、巻き込まれ」（全体に占める割合：15.4%）や「墜落、転落」（同14.0%）よりも、「転倒」という事故の型が一番多い（同22.6%）ためです。

転倒災害は移動という行為に伴うものであり、普遍的な対策を講じることが困難なものではあります。が、対策が取れないということではなく、原因の除去による職場環境の改善等により、一定の対策が採れるものです。

通路の整理整頓、通路の凹凸や陥没穴の解消、車止めの見える化（塗装）、電気コードの事務室内引き回し時のルール制定、照度不足の解消、水や油といった液体の除去（床面の凹凸による液体の滞留、雨漏りや配管からの漏れ等の特定箇所における継続的なもののほか、こぼしてしまった等の一時的なものがあります）、段差の解消等施設整備を行うといった転倒災害防止について、事業場内を巡回し、現状の確認と対策をしていただければ幸いです。